

令和3年第1回長久手市議会定例会議事日程（第1号）

令和3年2月18日(木)午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
 - 1 意見書の処理結果について
 - 2 議案の提出について
 - 3 監査結果について
 - 4 損害賠償の額の決定及び和解について
 - 5 議案説明員について
- 第4 承認第1号令和2年度長久手市一般会計補正予算（第10号）及び議案第1号令和3年度長久手市一般会計予算から議案第30号長久手市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてまで
（議案の上程、施政方針、提案者の説明）
- 第5 承認第1号、議案第9号令和2年度長久手市一般会計補正予算（第11号）及び議案第30号
（議案に対する質疑、委員会付託）
- 第6 同意案第1号長久手市固定資産評価審査委員会の委員の選任について
（議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、討論採決）

令和3年第1回長久手市議会定例会議事日程（第2号）

令和3年2月19日(金)午前10時30分開議

- 第1 諸般の報告に対する質疑
- 第2 承認第1号、議案第9号及び議案第30号
(委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決)
- 第3 議案第1号から議案第8号令和3年度長久手市下水道事業会計予算まで
及び議案第10号令和2年度長久手市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)から議案第29号令和2年度長久手市一般会計補正予算(第12号)まで
(議案に対する質疑、委員会付託)

令和3年第1回長久手市議会定例会議事日程（第3号）

令和3年3月4日（木）午前9時30分開議

A 案

第1 一般質問

（代表質問）

芯政クラブ

岡崎 つよし 議員

改革ながくて

加藤 和男 議員

公明党

ささせ 順子 議員

香流

なかじま和代 議員

（個人質問）

伊藤 祐司 議員

B 案

第1 一般質問

（代表質問）

芯政クラブ

岡崎 つよし 議員

改革ながくて

加藤 和男 議員

公明党

ささせ 順子 議員

香流

なかじま和代 議員

令和3年第1回長久手市議会定例会議事日程（第4号）

令和3年3月5日(金)午前9時30分開議

A 案

第1 一般質問

(個人質問)

田崎 あきひさ 議員
山田 けんたろう 議員
木村 さゆり 議員
野村 ひろし 議員
伊藤 真規子 議員
山田 かずひこ 議員

B 案

第1 一般質問

(個人質問)

伊藤 祐司 議員
田崎 あきひさ 議員
山田 けんたろう 議員
木村 さゆり 議員
野村 ひろし 議員
伊藤 真規子 議員

令和3年第1回長久手市議会定例会議事日程（第5号）

令和3年3月8日(月)午前9時30分開議

A 案

第1 一般質問

(個人質問)

大 島 令 子 議員

さ と う ゆ み 議員

わたなべさつ子 議員

富 田 え い じ 議員

川 合 保 生 議員

B 案

第1 一般質問

(個人質問)

山 田 か ず ひ こ 議員

大 島 令 子 議員

さ と う ゆ み 議員

わたなべさつ子 議員

富 田 え い じ 議員

川 合 保 生 議員

令和3年第1回長久手市議会定例会議事日程（第6号）

令和3年3月18日（木）午前10時開議

- 第1 議案第1号から議案第8号まで及び議案第10号から議案第29号まで
（委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決）

議案番号 件 名

議案第 3 0 号 長久手市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案番号	件名
承認第 1 号	令和 2 年度長久手市一般会計補正予算 (第 1 0 号)
議案第 9 号	令和 2 年度長久手市一般会計補正予算 (第 1 1 号)

議案番号	件名
議案第 1 号	令和 3 年度長久手市一般会計予算
議案第 2 号	令和 3 年度長久手市国民健康保険特別会計予算
議案第 3 号	令和 3 年度長久手市土地取得特別会計予算
議案第 4 号	令和 3 年度長久手市介護保険特別会計予算
議案第 5 号	令和 3 年度長久手市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 6 号	令和 3 年度長久手市卯塚墓園事業特別会計予算
議案第 7 号	令和 3 年度長久手市公園西駅周辺土地区画整理事業特別会計予算
議案第 8 号	令和 3 年度長久手市下水道事業会計予算
議案第 1 0 号	令和 2 年度長久手市国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)
議案第 1 1 号	令和 2 年度長久手市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
議案第 1 2 号	令和 2 年度長久手市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
議案第 1 3 号	令和 2 年度長久手市卯塚墓園事業特別会計補正予算 (第 1 号)
議案第 1 4 号	令和 2 年度長久手市公園西駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 1 号)
議案第 2 9 号	令和 2 年度長久手市一般会計補正予算 (第 1 2 号)

令和3年第1回長久手市議会臨時会会期日程(案)

(令和3年5月17日 1日間)

日次	月日	曜日	開催時間	摘 要
第1日	5月17日	月	午前10時	臨時会

5月10日(月)午前10時 議会運営委員会

5月18日(火)午前10時 予備日

令和3年第2回長久手市議会定例会会期日程(案)

(令和3年6月10日～7月5日 26日間)

日次	月日	曜日	開催時間	摘 要
第1日	6月10日	木	午前10時	開会、本会議 会議録署名議員指名、会期の決定、諸般の報告、議案(上程、説明)
第2日	6月11日	金	午前10時	本会議 議案(質疑、委員会付託) 散会后 予算決算委員会
第3日	6月12日	土		休 会
第4日	6月13日	日		休 会
第5日	6月14日	月	午前9時30分	常任委員会
第6日	6月15日	火	午前9時30分	常任委員会
第7日	6月16日	水	午前9時30分	常任委員会
第8日	6月17日	木	午前9時30分	常任委員会
第9日	6月18日	金		予 備 日
第10日	6月19日	土		休 会
第11日	6月20日	日		休 会
第12日	6月21日	月		予 備 日
第13日	6月22日	火	午前9時30分	本会議 一般質問
第14日	6月23日	水	午前9時30分	本会議 一般質問
第15日	6月24日	木		休 会
第16日	6月25日	金	午前9時30分	本会議 一般質問
第17日	6月26日	土		休 会
第18日	6月27日	日		休 会
第19日	6月28日	月		予 備 日
第20日	6月29日	火	午前9時30分	予算決算委員会
第21日	6月30日	水		予 備 日
第22日	7月1日	木	午前10時	議会運営委員会
第23日	7月2日	金		休 会
第24日	7月3日	土		休 会
第25日	7月4日	日		休 会
第26日	7月5日	月	午前10時	本会議 議案(委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決) 閉会

5月25日(火)午前10時 議会運営委員会

5月31日(月)午前8時30分から 6月 1日(火)正午まで

一般質問通告受付

6月 1日(火)正午

陳情書及び請願書等受付締切り

6月 7日(月)午前10時

議会運営委員会

発委第 号

長久手市議会会議規則の一部を改正する規則について

長久手市議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定めるものとする。

令和3年3月18日提出

提 出 者

長久手市議会議会運営委員会委員長 ささせ順子

説 明

この案を提出するのは、新たな協議又は調整を行うための場の設置に関し、長久手市議会会議規則の一部を改正するため必要があるからである。

長久手市議会規則第 号

長久手市議会会議規則の一部を改正する規則

長久手市議会会議規則（昭和48年長久手町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="336 701 762 801">第15章 <u>協議又は調整を行うための場</u></p> <p data-bbox="292 824 762 869"><u>(協議又は調整を行うための場)</u></p> <p data-bbox="240 891 762 1171">第116条 法第100条第12項の規定により議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「<u>協議等の場</u>」という。）を別表のとおり設ける。</p> <p data-bbox="240 1193 762 1417">2 <u>前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。</u></p> <p data-bbox="240 1440 762 1664">3 <u>前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。</u></p> <p data-bbox="240 1686 762 1910">4 <u>協議等の場は、これを公開する。ただし、出席議員の半数以上が同意したときは、秘密会を開くことができる。</u></p> <p data-bbox="240 1933 762 1966">5 (略)</p>	<p data-bbox="906 701 1345 745">第15章 <u>全員協議会</u></p> <p data-bbox="858 824 1345 869"><u>(全員協議会)</u></p> <p data-bbox="807 891 1345 1171">第116条 法第100条第12項の規定により議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として、<u>全員協議会を</u>設ける。</p> <p data-bbox="807 1440 1345 1541">2 <u>全員協議会は、議員の全員で構成し、議長が招集する。</u></p> <p data-bbox="807 1686 1345 1910">3 <u>全員協議会は、これを公開する。ただし、出席議員の半数以上が同意したときは、秘密会を開くことができる。</u></p> <p data-bbox="807 1933 1345 1966">4 (略)</p>

<p>6 <u>協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p> <p><u>別表（第116条関係）</u></p> <p>【別記1 参照】</p>	<p>5 <u>全員協議会の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p> <p>【別記1 参照】</p>
--	--

【別記1】

改正後

<u>名称</u>	<u>目的</u>	<u>構成員</u>	<u>招集権者</u>
<u>全員協議会</u>	<u>議案の審査又は議会の運営に関し、協議又は調整を行うこと。</u>	<u>全議員</u>	<u>議長</u>
<u>広報広聴協議会</u>	<u>議会の広報及び広聴に関する協議又は調整を行うこと。</u>	<u>全議員（ただし、議長を除く。）</u>	<u>議長</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発委第 号

長久手市議会基本条例の一部を改正する条例について

長久手市議会基本条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和3年3月18日提出

提 出 者

長久手市議会議会運営委員会委員長 ささせ順子

説 明

この案を提出するのは、市民参加及び市民との連携並びに見直し手続に関し、長久手市議会基本条例の一部を改正するため必要があるからである。

長久手市条例第 号

長久手市議会基本条例の一部を改正する条例

長久手市議会基本条例（平成26年長久手市条例第42号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(市民参加及び市民との連携)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 議会は、本会議、委員会及び<u>協議</u> <u>又は調整を行うための場</u>を原則として市民に公開するものとする。</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>第22条 議会は、一般選挙を経た<u>任</u> <u>期中に</u>、_____この 条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(市民参加及び市民との連携)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 議会は、本会議、委員会及び<u>全員</u> <u>協議会</u>_____を原則として市民に公開するものとする。</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>第22条 議会は、一般選挙を経た<u>任</u> <u>期開始後</u>、できるだけ速やかにこの 条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。



3 長 人 第 6 号
令和3年2月10日

長久手市議会議長 青山直道 様

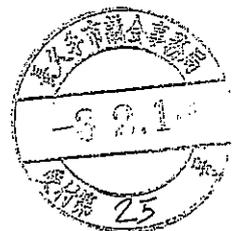
長久手市長 吉田一平



長久手市特別職報酬等審議会の答申について（報告）

このことについて、令和3年1月8日に長久手市特別職報酬等審議会を開催し、令和3年1月29日に別紙のとおり答申がありましたので御報告します。

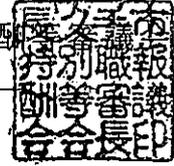
（問合先 長久手市市長公室人事課 北川、正林 電話 0561-56-0604）



令和3年1月29日

長久手市長 吉田 一平 殿

長久手市特別職報酬
会長 石橋 健



長久手市特別職の報酬等の改定について（答申）

令和3年1月8日付け3長人第1号の諮問については、長久手市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき下記のとおり答申します。

記

1 改定の内容について

本審議会においては、諮問の内容について、一般市民の公募委員2名を含めた8名の委員により、公正かつ慎重に審議しました。

審議にあたっては、県内の類似市の特別職の報酬等の状況、財政状況、職員の給与改定状況、消費者物価指数の推移などを基に、様々な角度から意見を述べて検討しました。

その結果、新型コロナウイルス感染症による経済及び雇用情勢の悪化や、令和2年度人事院勧告において一般職員については給与改定を見送られたこと、また、県内の類似市町の状況も据置きが大勢であることを考慮すると、令和2年度については、特別職の報酬等については、据置きとすることが適当であるとししました。

また、本審議会の開催については、隔年開催を基本とし、人事院勧告を踏まえながら、必要に応じて開催したいと事務局から提案がありました。本審議会では、社会経済状況の変化スピードが著しいことを考慮し、基本的には毎年開催すべきとの意見が出されました。一方で、本審議会の開催は、市長からの諮問によるものであるため、開催については、市長の方針に任せるとの意見もあったことを申し添えます。